

願書及び図面の記載要件の取扱いに係る 問題の所在と対応の方向性（案）

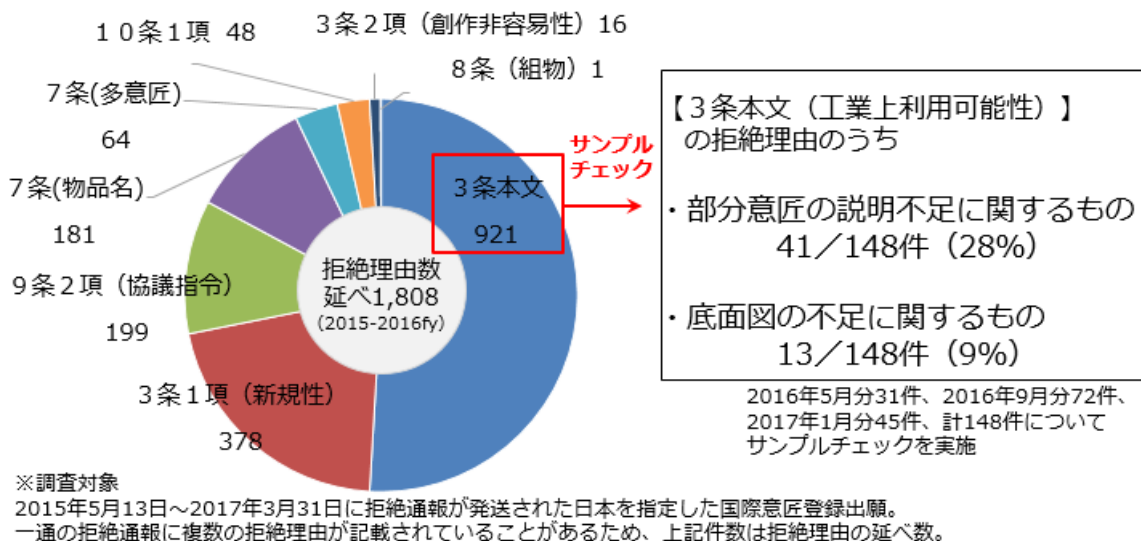
1. 願書及び図面の記載要件の取扱い

ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、平成 27 年 5 月の受付開始以来、多くの運用の実績を積んでいる。中でも、国際意匠登録出願における願書及び図面表現については、現行の我が国意匠法施行規則の規定や意匠審査基準にそぐわない表現形式となっていることが多く、審査においては、こうした国際意匠登録出願に対して拒絶通報を行わざるを得ないケースも発生している。

そのため、国内、国際の別を問わず、意匠登録出願の手續に必要な負担を抑え、国内外の出願人に対して権利取得のための機会を十分に確保する方法として、現行の願書及び図面の記載要件について、出願意匠の開示の具体性を損なうことなく要件の緩和が可能な事項が無いか、国際協調を意識した意匠制度の運用見直しの方向性について、早急に検討を行う必要がある。

検討にあたっては、願書及び図面等による意匠の開示方法、具体的には、（１）底面図の記載の不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い、及び（２）意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱いについて、明確な意匠権を設定するために必要十分な要件の確保を念頭に、検討を行う。

【図表 1】国際意匠登録出願の拒絶の通報の内訳



1. 1 運用見直しのための論点

願書及び図面の記載要件について、意匠審査基準の改訂により運用の見直しが可能な事項として、以下の各論点についての対応方針を検討する。

【論点 1】底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い

【論点 2】意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い

2 検討

2. 1

【論点 1】底面図の記載が不足する出願の願書及び図面の記載の取扱い

(1) 問題の所在

- ・ 我が国を指定する国際意匠登録出願においては、底面に係る図の記載が不足するものや、底面図の省略が可能な場合であっても、当該省略に関する「意匠の説明」の欄の記載の無いものが見受けられ、これを理由とした拒絶通報が一割程度なされている（図表 1）。
- ・ 我が国の現行意匠制度においては、出願に係る意匠が立体である場合は、原則として正投影図法により作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、及び底面図を、一組として記載する必要がある。ただし、正面図と背面図のように、正投影図法で互いに対面する図が同一又は対称の場合に、一方の図を省略することが意匠法施行規則上認められており、また、省略した場合は、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載することとしている〔参考 1〕。
- ・ 現行意匠審査基準においては、上記に該当しなくても、大型の機械や大型の車両等の重量物等に限定して、底面図の省略を認めており、省略した場合は同様に、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載することとしている〔参考 1〕。

- ・ 本論点に係る平成 28 年度産業財産権制度問題調査研究「意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究」におけるユーザーニーズの調査（以下、「ユーザーニーズ調査」という。）の結果、通常の使用状態で目に触れない部分の図の省略に関するニーズは、「省略可能とすべき」とする意見が企業・代理人ともに多く見られた。一方で、「省略可能とすべきでない」という意見の中には、「物品の特定に支障が生じる」、「設置前には取引者の注意を引く部分に該当する場合がある」ことを指摘する意見も見られた（参考資料 1）。
- ・ 上記の状況を踏まえた上で、底面図の記載が不足する意匠登録出願における願書の記載及び図面の取扱いについて、検討を行う。

[参考 1] 関連規定

意匠法施行規則様式第 6 [備考] 8

立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図

（現行）意匠審査基準 21.1.2（1）⑩関連項目抜粋

21.1.2 意匠が具体的なものであること

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

（iii）6 面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合は除く。

イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

（意匠法施行規則様式第 6 備考 8）

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図

正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背 面 図 左 側 面 図 右 側 面 図
------------------------------	-----------------------------

ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合

ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合

(iv) 正投影図法により作成した 6 面図において図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(2) 対応方針案

現行意匠審査基準における、「意匠が具体的なものであること」の要件は変更せず、従来から「大型の機械など」に限定して、底面図の省略を認めていた取扱いを変更し、以下の要件に限って、底面図の記載が不足していても、意匠が具体的であるものと認めることとする。

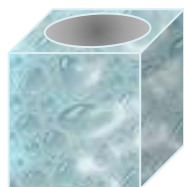
すなわち、「大型の機械など」と同様、床面や卓上などに置いて使用し、使用時に持ち上げることがなく*通常は底面を見られることがないものにおいて、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認める。

車両などの重量物についても引き続き、底面図が不足していても、他の願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であるものと認める。

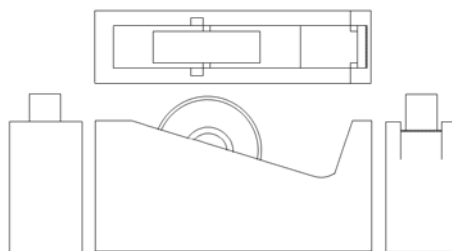
したがって、当該底面図の不足に関する意匠の説明の記載がなくても、具体的であるものと認める。

意匠審査基準上に、これらを判断する際の基本的考え方及び具体的例示を記載する。

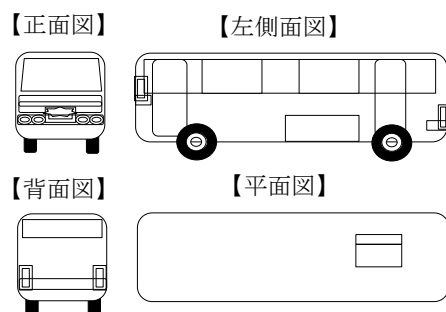
① 底面図がなくとも意匠が具体的と認められるものの例



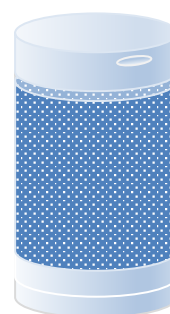
意匠に係る物品「花器」



意匠に係る物品「テープカッター」

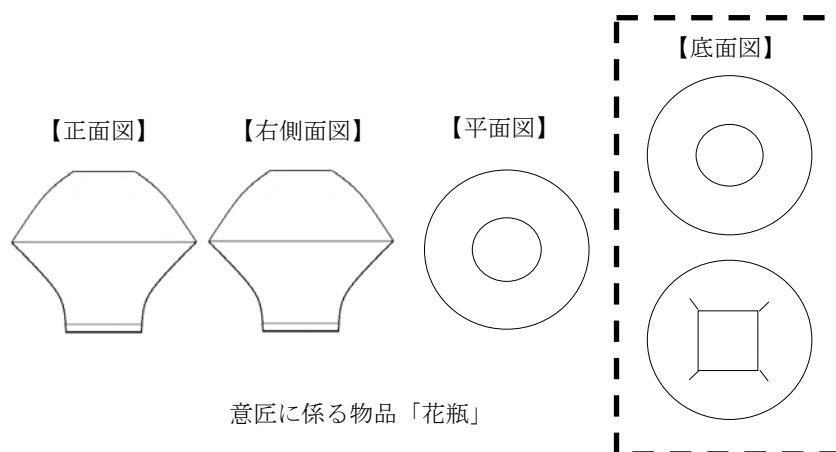


意匠に係る物品「バス」



意匠に係る物品「スピーカー」

② 底面図がなければ意匠が具体的と認められないものの例



意匠に係る物品「花瓶」

この例では、右枠内のように、底面図の記載によって様々な態様が想定されるため、具体的な意匠の内容を導き出せない。

※（参考）平成 12 年（行ケ）58 号「ティーポット」事件

2. 2

【論点 2】意匠登録を受けようとする部分を特定する方法に関する願書の記載の取扱い

(1) 問題の所在

- ・ 意匠法施行規則様式第 6 備考 1 1 の規定に照らし、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合については、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することとしている。[参考 2]
- ・ しかしながら、国際意匠登録出願においては、ハーグ協定に係る出願のための実施細則 [参考 2] に照らし、上記の「意匠の説明」に該当する記載のない出願が多く、国内の出願においても同様の出願が見受けられる。(図表 1)
- ・ 本論点に係るユーザーニーズ調査における海外ヒアリングの結果、意匠登録を受けようとする方法に関して、ユーザーより、「図面のみが有効であり、追加的な記述は関係ないとしている EU と同様、図面の中で区別できるようにすべきである」、「説明の記載要件の多くが不要であると思う」等の意見も寄せられている(参考資料 1)。
- ・ 上記の状況を踏まえた上で、部分意匠における意匠登録を受けようとする部分を特定する方法の説明の可否について、検討を行う。

[参考 2] 関連規定等

意匠法施行規則様式第 6 [備考] 1 1

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8 から 10 まで及び 14 に規定される画像図（意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

ハーグ協定に係る出願のための実施細則(2014 年 7 月 1 日施行)第 403 節
ディスクレーマー及び意匠又は意匠が使用されることとなる製品の一部を構成しないもの

(a)複製物中に表されるが保護を求めないものについては、次のとおり表示することができる。

(i) 第七規則(5)(a)に規定する説明において、及び／又は

(ii) 点線若しくは破線又は着色により

(2) 対応方針案

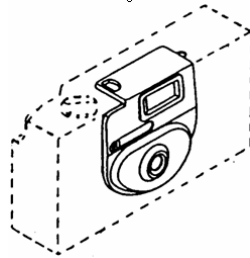
現行意匠審査基準「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」、及び「意匠が具体的なものであること」の要件は変更せず、部分意匠に関する願書の記載に不備を有していても、例外的に意匠が具体的なものと認められる例に、本論点に係る事例を追加する。例えば、実線及び破線により描き分けられた図面等の記載によって、総合的に判断すれば、部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が明らかである場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための説明がなくても、意匠が具体的であるものと認める。

また、意匠審査基準上に、部分意匠に関する願書の記載に不備を有している場合に、その他の願書及び図面の記載によって「意匠登録を受けようとする部分」を判断する際の基本的考え方及び具体的例示を記載する。

国際意匠登録出願についても同様の考え方とする。

①特定する方法についての記載がなくても、意匠登録を受けようとする部分が明らかなものの例

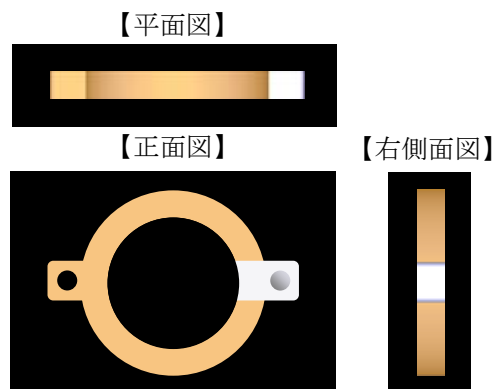
意匠に係る物品「デジタルカメラ」



この例では、図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、部分意匠の欄、及び意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての記載がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の意匠登録出願であると当然に導き出すことができる。

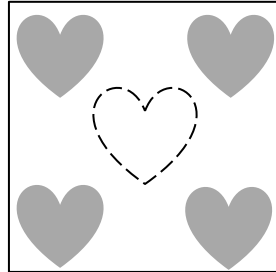
②特定する方法についての記載がなければ、意匠登録を受けようとする部分が明らかでないものの例

意匠に係る物品「フランジ」 【部分意匠】



この例では、部分意匠の欄があり、色彩による描き分けがされているが、「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか明らかでない。

意匠に係る物品「ハンカチ」



この例では、部分意匠の欄がなく、図面の中央に破線が表されているが、「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなければ、実線と破線等によって描き分けた部分意匠の意匠登録出願であるか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。

以上